

○ 明治薬科大学オープンアクセスポリシー

制定 令和8年7月7日

(趣旨)

- 1 明治薬科大学は、本学において生産された研究成果を学内外を問わず広く公開することにより、学術研究の更なる発展に寄与すること、またその成果を社会に還元すること、地域及び国際社会の持続的発展に貢献することを目的として、オープンアクセスに関するポリシーを以下のように定める。

(研究者の範囲)

- 2 本ポリシーの対象者は以下の①から⑤のいずれかに該当する研究者（以下「研究者」という。）とする。

①本学に在籍する教職員

②本学の名誉教授

③本学と雇用関係にある非常勤講師

④本学の大学院生の身分を有する者

⑤その他、本学の研究費又は本学の施設・設備を利用して研究活動を行う者で、上記①から④に該当しない者

(研究成果の公開)

- 3 本学は出版社、学協会、学内部局等が発行する学術雑誌等に掲載された研究者による研究成果（以下「研究成果」という。）を、明治薬科大学機関リポジトリ（以下「リポジトリ」という。）によって公開する。ただし、研究成果の著作権は、本学には移転しない。また、研究者が退職等により本学に在籍しなくなった場合も、在籍時にリポジトリに登録した研究成果は引き続き保存・公開される。

(適用の例外)

- 4 著作権等の理由でリポジトリによる公開が不適切であるとの申出が研究者等からあった場合、当該研究成果の公開の可否については図書館・資料館運営委員会で協議のうえ決定する。

(適用の不遡及)

- 5 本ポリシー施行日前日までに出版された研究成果や、本ポリシー施行以前に本ポリシーと相反する契約を締結した研究成果には、本ポリシーは適用されない。

(リポジトリへの登録)

- 6 研究者は、研究成果について、できるだけ速やかにリポジトリ登録が許諾される著者最終原稿等の適切な版を本学に提供する。リポジトリへの登録、公開等リポジトリに関する事項は、「明治薬科大学リポジトリ運用指針」に基づき取り扱う。

(その他)

- 7 本ポリシーに定めるもののほか、オープンアクセスに関し必要な事項は、図書館・資料館運営委員会が中心となり、産学連携・研究支援室等の関係部署と連携して定める。

(改廃)

- 8 本ポリシーの改廃は、教授会及び大学院薬学研究科会議の議を経て、学長が決定する。

附則

本ポリシーは令和8年7月7日から適用する。